

発議第4号

朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年9月29日提出

提出者 朝来市議会議員 森 下 恒 夫

賛成者 朝来市議会議員 渕 本 稔

同 水 田 文 夫

同 藤 本 邦 彦

提案理由要旨

令和7年11月1日から議員定数が現行の18人から16人になることに伴い、常任委員会の数、名称、委員の定数及びその所管を改めるため所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 1 号

朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝来市議会委員会条例（平成17年朝来市条例第239号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 議員は、一の常任委員となるものとする。	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 議員は、一の常任委員となるものとする。 <u>ただし、広聴広報常任委員会に所属する常任委員は、次項第1号から第3号までの常任委員会のいずれかの常任委員を兼ねるものとする。</u>
<u>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</u>	<u>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</u>
(1) <u>総務市民常任委員会 8人</u>	(1) <u>総務常任委員会 6人</u>
ア <u>企画総務部の所管に属する事項</u>	ア <u>企画総務部の所管に関する事項</u>
イ <u>危機管理部の所管に属する事項</u>	イ <u>危機管理部の所管に関する事項</u>
ウ <u>まちづくり協働部の所管に属する事項</u>	ウ <u>まちづくり協働部の所管に関する事項</u>
エ <u>市民生活部の所管に属する事項</u>	エ <u>会計課の所管に関する事項</u>
オ <u>会計課の所管に属する事項</u>	オ <u>選挙管理委員会の所管に関する事項</u>
カ <u>選挙管理委員会の所管に属する事項</u>	カ <u>監査委員の所管に関する事項</u>
キ <u>監査委員の所管に属する事項</u>	キ <u>固定資産評価審査委員会の所管に関する事項</u>
ク <u>固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</u>	ク <u>議会事務局の所管に関する事項（広聴広報常任委員会の所管に属する事項を除く。）</u>
ケ <u>議会事務局の所管に属する事項</u>	ケ <u>他の常任委員会の所管に属さない事項</u>
コ <u>他の常任委員会の所管に属さない事項</u>	
(2) <u>文教民生産建常任委員会 8人</u>	(2) <u>文教民生常任委員会 6人</u>
ア <u>健康福祉部の所管に属する事項</u>	ア <u>市民生活部の所管に関する事項</u>
イ <u>こどもみらい部の所管に属する事項</u>	イ <u>健康福祉部の所管に関する事項</u>
ウ <u>産業振興部の所管に属する事項</u>	ウ <u>こどもみらい部の所管に関する事項</u>
エ <u>都市整備部の所管に属する事項</u>	エ <u>教育委員会の所管に関する事項</u>
オ <u>上下水道部の所管に属する事項</u>	
カ <u>教育委員会の所管に属する事項</u>	
キ <u>農業委員会の所管に属する事項</u>	
	(3) <u>産業建設常任委員会 6人</u>
	ア <u>産業振興部の所管に関する事項</u>
	イ <u>都市整備部の所管に関する事項</u>
	ウ <u>農業委員会の所管に関する事項</u>
	エ <u>上下水道部の所管に関する事項</u>
	(4) <u>広聴広報常任委員会 6人</u>
	ア <u>朝来市議会基本条例（平成 21 年朝来市条例第 16 号）に規定する市民の多様な意見の把握及び意見交換の場の設定</u>
	イ <u>議会広報紙の発行等の広報広聴活動に関する事項</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。